# 独立行政法人自動車事故対策機構インターネット 適性診断システム機器に関する貸出規約

(一社)兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この規約は、(一社)兵庫県トラック協会(以下「協会」という。)が、自動車事故防止対策の一環として適性診断の促進を図るため、会員に対して独立行政法人自動車事故対策機構が運営するインターネット適性診断システム(以下「適性診断システムという。)を利用するための機器(以下「機器」という。)の貸出について必要な事項を定める。

# (機器の貸出)

- 第2条 協会は貸出を希望する会員に対し、次項に定める機器を無償にて貸し出す。
- 2 貸し出す機器は次の電子計算機と周辺機器等とする。
  - (1) デスクトップ型パソコン (ディスプレイ含む。) 1式
  - (2) ソフト利用認証キー 1個
  - (3) 専用収納ケース 2個
  - (4) 別に定める物品等 1式
- 3 貸出期間は第4条に規定する申し込みにつき、最長2ヶ月とする。

# (提供するサービス)

- 第3条 機器により提供するサービスは、次に掲げるものとする。
  - (1) 適性診断システムによる適性診断受診
  - (2) 適性診断システムによる適性診断受診結果に係る適性診断票の印刷
  - (3) 適性診断システムによる適性診断受診結果に係る指導要領の印刷

## (機器の貸出手続き)

- 第4条 貸出を希望する会員は、機器の貸出について「機器貸出申込書」(第1号様式) により協会へ申し込むものとする。
- 2 協会は、前項の「機器貸出申込書」のほか、必要に応じ、参考となる資料について提出を求めることができる。
- 3 協会は、第1項の申込みがあり、貸し出すことが適当であると認めるときは、申込者 に対し、「機器貸出承認書」(第2号様式)を発行する。
- 4 協会は、機器を貸し出すときは、事前に機器が適正に動作することを、機器貸出承認を受けた者(以下「借受者」という。)とともに確認する。
  - この確認方法等については、別に定める。
- 5 機器の貸出し及び返却にかかる輸送費用は、借受者の負担とし、その方法は借受者自 身による輸送又は宅配便による輸送とする。

## (借受者の責務)

第5条 借受者は、借り受けた機器を損傷、滅失又は紛失させないよう善良な管理者の注意をもって適切に使用、管理及び輸送を行わなければならない。

### (借受者の禁止行為)

- 第6条 借受者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 第3条に規定するサービス以外の機器の使用
  - (2) 機器の改造又は改変
  - (3)機器に導入されているソフトウェアの複製、複写又は改変
  - (4) 機器の転貸又は前号の行為により取得したものの貸与又は譲渡
- 2 借受者は、機器を損傷、滅失又は紛失させたときは、協会に対し、書面により速やか に届け出なければならない。

# (機器の使用停止又は制限)

- 第7条 協会は、借受者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、借受者に対して機器の使用を停止又は制限することができる。
  - (1) 機器を不正使用したとき
  - (2) 協会が指示した必要な措置を講じないとき
  - (3) 機器を法令又は公序良俗に反する目的で使用しようとしたとき

## (機器使用に当たっての注意事項)

- 第8条 借受者は、機器を受領した場合は、速やかに機器使用マニュアルに従って、機器 の各構成機器及び借受者が保有するプリンタと接続し、電源を投入し、及び初期操作に より適性診断開始画面が表示されることを確認すること。
- 2 借受者は、前項の表示がされない場合には、直ちにその旨を協会に通知すること。 借受者がこの通知を行わなかった場合は、機器は正常な性能を備えた状態で借受者に引 き渡されたものとする。

協会は、上述の通知を受けたときは、直ちに借受者に機器接続に係る参考情報を提供するものとする。

- 3 借受者は、前項の情報を提供されたときは、直ちに当該情報に従って適性診断開始画 面を表示させるための作業を実施すること。
- 4 借受者は、前項の作業の結果に従い次に掲げる各号何れかの対応を直ちに実施すること。
  - (1) 適性診断開始画面を表示できた場合、その旨を協会に通知すること。
  - (2) 適性診断開始画面を表示できなかった場合、その旨を協会に通知し、速やかに機器を協会に返却すること。

## (障害発生時の対応)

第9条 借受者は、機器の機能に異常を認めたときは、協会に対し直ちにその旨を通知するものとする。ただし、当該異常が協会の休業日及び開業時間外に発生したときには、 翌開業日に速やかに連絡するものとする。

# (損害負担)

- 第10条 借受者が、第5から第7条の規定に反し又は借受者の責により生じた機器の損傷については、機器の修理等に必要な費用は借受者が負担しなければならない。
- 2 借受者の責にならない損傷については、その修理費用等は協会が負担する。

#### (その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、協会と借受者との間で別途協議の上 決定する。

### 附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。